第26回山形地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成28年2月26日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所

山形地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員) 石塚久子,板垣博之,後藤雅喜,斎藤榮一,齋藤哲也,佐藤祐嘉,鈴木啓祐,相馬周一郎,曽我学,高橋健,林正彦(委員長),布施信男,矢野秀弥,吉川浩平

(敬称略, 五十音順)

(列席職員) 寺澤刑事部総括判事, 小林刑事首席書記官, 澤田刑事訟廷管理官, 長沼事務局長, 金澤事務局次長

(庶務) 岩田総務課長,一郷総務課課長補佐,小財総務課庶務係長

第4 議事

- 1 「犯罪被害者保護に配慮した制度等について」
 - (1) 遮へい措置, ビデオリンクシステムの見学
 - (2) 犯罪被害者保護制度についての説明(説明者:寺澤部総括判事)
 - (3) 犯罪被害者の保護と支援についての説明(説明者:吉川委員)
 - (4) 意見交換別紙のとおり
- 2 次回の予定等
 - (1) 開催日時平成28年9月9日(金)午後1時30分
 - (2) テーマ 未定(委員長に一任)

(別紙)

<主な意見>

- (◎委員長, ○委員, ●説明者(委員), ■説明者(列席職員))
 - 弁護士会には刑事弁護センター委員会があり、被告人の権利擁護のために様々な活動をしている。他方、犯罪被害者支援のための委員会もあり、研修会などを行っている。なお、被告人の弁護人という立場であっても、被害者のプライバシー保護については責任をもって対応すべきであり、この点についてはすべての弁護士の共通理解となっている。
- 被告人が出所した後の報復を恐れて、証人として出廷したくないとい う人はいるのか。
- 出廷したくないという方は一定の割合でいる。その典型例の一つは、 性犯罪の被害者の方であり、加害者が近くにいると思うだけで恐ろし くなり、落ち着いて証言できない人もいる。そのような場合には、遮 へい措置やビデオリンクシステムの利用を検討することになる。また、 もう一つの典型例として、犯罪組織からの報復を恐れるケースがある。
- 被害者が感情的になって被告人に激烈な言葉を発したり、逆に被告人 が被害者を糾弾するような事態も起こりうると思うが、そのような事 態を回避する方法や防御する措置は準備しているのか。
- 被害者の感情が高ぶっていて、被告人に不適切な言葉を発するおそれがある場合には、そのような事情も考慮して、被告人への質問を許可しない、あるいは一部を許可しないという判断をすることも考えられる。また、法廷において、被告人から被害者に対し威圧的な言動があった場合には、裁判長の訴訟指揮として注意をするし、注意してもやめない場合には、退廷させるということも考えられる。
- 被害者や遺族の方は、検察官と事前に打合せをしたり、あるいは弁護

士に依頼していることも多い。法律家が的確なアドバイスをすること で、法廷における不適切な言動の多くは回避できると思われる。

- 被害者参加制度はどの程度利用されているのか。
- 山形県内では、年間数件程度で推移している。ケースとしては、過失 運転致死事件などで被害者参加制度が利用されることがあるという印 象である。
- 少年事件では被害者参加制度は利用できないのか。
- ◎ 家庭裁判所で行われる少年審判手続においては、少年審判の傍聴や審判結果の通知制度などがある。少年事件が成人と同じく刑事事件として審理される場合には、被害者参加制度を利用できる場合がある。
- 損害賠償命令の申立件数はどの程度か。
- 山形県における平成25年及び平成26年の申立件数は、それぞれ数件程度である。
- 損害賠償命令の審理と刑事事件の審理は同時に進行するのか。
- 損害賠償命令の申立ては刑事裁判の弁論終結時までにする必要があり、 その審理は刑事裁判の判決後に行うことになる。
- 損害賠償命令手続で審理することが難しい事件については、通常の民 事訴訟で審理することになるのか。
- そのようになる。損害賠償命令の審理は、原則として4回以内の期日 で終了することになる。もっとも、審理の見通しや当事者の意向によ って、それ以上の審理回数になったこともある。
- 刑事事件で有罪判決が出たとしても、事実関係を争っていたというケースでは、損害賠償命令手続では解決できず、通常の民事訴訟に移行することも多いのではないかと思う。
- 同じ事件について刑事と民事の二つの裁判が行われ、その結論が異なることがあるが、一般市民からすると、なぜそのようなことが起こる

のか理解しにくいと思う。

- 損害賠償命令が出たとしても、被害者が加害者の資産を調査し、強制 執行までするのは大変ではないかと思う。
- ◎ 被告人には財産のない人も少なくないと思われ、また、重大な犯罪の場合は長期間服役するケースも多いので、損害賠償命令で出された金額をすべて回収するのは困難なことも多いかもしれない。
- 事件記録を見て加害者の住所を知ることはできるのか。
- 原則として記録の閲覧はできるが、どの範囲の閲覧を許可するかは、 被告人のプライバシーなども考慮して事件ごとに決めることになる。 必ずしも被告人の住所を知ることができるとは限らない。
- 被害者の救済に関しては、要件を満たせば、被害回復給付金支給制度 や犯罪被害者等給付金制度を利用することも可能である。

以上